

2022年1月

## 経営Q&A

回答者

レジリエンス社会保険労務士法人

代表社員 清水 光彦

テレワークを導入する中小企業事業主への支援

～「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」活用のポイント～

### Question

【相談者：不動産業C社 代表取締役Y氏】

当社は、不動産仲介を主として事業を行っています。コロナの影響で対面営業が難しくなって以来、いまだに売上が回復せずに悩んでいます。これまで、営業は対面が基本だと考えてきましたが、最近、同業他社で、テレワークによるオンライン営業を取り入れて業績を確保している会社が見受けられることから、当社でもテレワークを検討したいと思います。

しかしながら、売上の低迷が続いていたため、資金的な余裕がありません。国の助成制度で、活用できるものがあれば利用したいと考えています。当社で活用できるものはあるでしょうか。

### Answer

コロナの影響で、テレワークによる在宅勤務が社会的に定着しました。

対面営業が基本だと考えられてきた業界でも、オンラインによる営業で業績を確保している企業も増えています。これまで、テレワークの導入は大企業が中心でしたが、これからは中小企業でも積極的に導入を検討されることをお勧めします。

活用が見込める国の助成金として、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」があります。これは、良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、社員の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小事業主の皆様を支援するものです。

2021年12月に助成金の改正があり、これまでに、試行的にテレワークを導入してきた事業主も対象となりましたので、幅広く中小事業主の皆様にご検討をお勧めします。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）とは

中小企業事業主（雇用保険適用事業主）が、

- ・テレワーク勤務を新規に導入する場合、もしくは
- ・テレワーク勤務を試行的に導入している、又は試行的に導入していた中で、これから本格的に導入する場合に、

次の①と②の合計で最大200万円の助成金が支給されます。

### ① 機器等導入助成

当初の評価期間（3か月）において、テレワークに取り組むことにより、支給対象経費の30%（最大100万円）を助成

### ② 目標達成助成

1年経過後の評価期間（3か月）におけるテレワークの実施状況と、離職率の要件を満たすことにより、

支給対象経費の20%（最大100万円）を助成

\*生産性要件を満たした場合は35%（最大100万円）を助成

## <人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要>

① 機器等導入助成	② 目標達成助成
<b>支給要件</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。</li><li>● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、<b>助成対象となる取組</b>を1つ以上行うこと。</li><li>● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は</li><li>✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする</li></ul></li></ul>	<b>支給要件</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 評価期間後12か月間の離職率が、計画提出前12か月間の離職率以下であること。</li><li>● 評価期間後12か月間の離職率が30%以下であること。</li><li>● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から12か月を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。</li></ul>
<b>支給額</b> <p>支給対象経費の<b>30%</b></p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・100万円 又は</li><li>・20万円×対象労働者数</li></ul>	<b>支給額</b> <p>支給対象経費の<b>20% &lt;35%&gt;</b></p> <p>※以下いずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・100万円 又は</li><li>・20万円×対象労働者数</li></ul>

助成対象となる 取組	<p>① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更</p> <p>② 外部専門家によるコンサルティング</p> <p>③ テレワーク用通信機器等の導入・運用</p> <p style="margin-left: 20px;">*以下のテレワーク用サービス利用料も対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス</li> <li>・仮想デスクトップサービス</li> <li>・クラウドPBXサービス</li> <li>・Web会議等に用いるコミュニケーションサービス</li> <li>・ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">*PCの購入費用は助成対象外です</p> <p>④ 労務管理担当者に対する研修</p> <p>⑤ 労働者に対する研修</p>
---------------	--

## 助成金を受給するための手続き

～テレワーク実施計画を作成することから始まります～

### 1. テレワーク実施計画の作成・提出

- ・導入するテレワークの取組内容
- ・テレワークの対象となる従業員
- ・就業規則や労働協約などの改定予定
- ・テレワーク導入に必要な経費の見込み額、などの計画を作成
- ・テレワーク導入に向けた取組開始の1か月前までに管轄労働局に提出します。

### 2. テレワークの取組を実施

(機器等導入助成の評価期間)

- ・提出した計画の認定日以降、支給申請日までに取組を実施し、支払を終えます。
- ・計画認定日から6か月以内の3か月間を機器等導入助成の「評価期間」としてテレワークに取り組みます。

### 3. 機器等導入助成を支給申請

- ・計画認定日から7か月以内に支給申請書を提出します。
- ・テレワークの実績が一定以上あることが必要です。

## 4. テレワークの取組を継続実施

(目標達成助成の評価期間)

- ・ 機器等導入助成の評価期間の初日から12か月経過した日から3か月間を、目標達成助成の評価期間としてテレワークを実施します。

## 5. 目標達成助成を支給申請

- ・ 目標達成助成の評価期間終了後、1か月以内に支給申請書を提出します。
- ・ その際に、離職率が一定以下で、かつ、テレワークの実績が一定以上あることが必要です。

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の活用具体例

～不動産仲介業の場合～

- ・ 営業部門の社員5人についてテレワークを導入し、以下の経費を支払った。

就業規則の変更	10万円
テレワーク用通信機器の導入	200万円
テレワーク導入研修	10万円
合計	220万円

- ・ テレワークを適正に実施したことにより、  
「機器等導入助成」として220万円の30%=66万円、  
「目標達成助成」として220万円の20%=44万円、  
合計110万円の助成金を受給

人材確保等支援助成金（テレワークコース）の詳細について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html)

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のリーフレットについて（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000766164.pdf>



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## 助成金の申請は社労士へお任せください

～労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は社労士の業務です～

お近くの社労士をお探しの際は（全国社会保険労務士会連合会）

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tabid/527/Default.aspx>

### 《執筆者紹介》

レジリエンス社会保険労務士法人 東京・世田谷

代表社員 清水 光彦（しみず みつひこ）

東京都社会保険労務士会 常任理事・山手統括支部長

日本FP協会 CFP®認定者

「人財」が企業を成長させていきます。

成長する企業には、成長に合わせた人事労務を。

当社労士法人では、労働・社会保険諸法令に則った手続き業務のみならず、

幅広い業種に対応した人事労務コンサルティングを提供しています。

ホームページ：<https://www.resilience-sr.jp/>

お問い合わせ：当法人ホームページのお問い合わせメールフォームをご利用ください

<https://www.resilience-sr.jp/serv-contact.html>